

岩手県告示第605号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨盛岡地方務局長から次のとおり通知があった。

令和2年9月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 盛岡市南大通り一丁目ほか
- 2 公共測量を実施する期間 令和2年10月1日から令和3年2月26日まで
- 3 実施する公共測量の種類 基準点測量